

東京経済大学現代法学会誌

現代法学

第3号

目次

<講演>

もし、日本国憲法が無かったとしたら

—社会にとっての法の役割— …………… 樋口陽一

<論説>

中国における環境汚染被害に対する

民事責任の理論状況について …………… 片岡直樹

<研究ノート>

ドイツ基本法21条とEU条約191条との

法的関連性 …………… 加藤一彦

家族介護者の介護負担及び介護規範意識に関する

日韓比較研究

—東京都及びソウル市における要介護高齢者の

調査研究を通して— …………… 奥山正司

2002年3月

東京経済大学現代法学会編集

目次

<講演>

- もし、日本国憲法が無かったとしたら
—社会にとっての法の役割— ……………樋口陽一… 3

<論説>

- 中国における環境汚染被害に対する
民事責任の理論状況について ……………片岡直樹… 25

<研究ノート>

- ドイツ基本法21条とEU条約191条との
法的関連性 ……………加藤一彦… 83
- 家族介護者の介護負担及び介護規範意識に関する
日韓比較研究
—東京都及びソウル市における要介護高齢者の
調査研究を通して— ……………奥山正司…105

現代法学投稿規程

第1条（目的）

本規程は、現代法学に掲載する論攷について定める。

第2条（投稿資格）

現代法学に投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- 一、現代法学会に所属する者。
- 二、現代法学会編集委員会により承認または依頼を受けた者。

第3条（投稿原稿の種類）

投稿原稿の種類は、概ね次の各号に定めるとおりとする。

- 一、論説
- 二、研究ノート
- 三、共同研究
- 四、資料または資料紹介
- 五、調査報告
- 六、翻訳
- 七、判例研究
- 八、書評
- 九、その他、編集委員会が適切と認めるもの

第4条（倫理規定）

投稿者は、次の各号を遵守し、投稿しなければならない。

- 一、未発表原稿であること。
- 二、学問的真摯性が伴うこと。
- 三、引用及び参考文献の表記に正確性を期すこと。
- 四、編集委員会が別に定める執筆要綱を遵守すること。
- 五、現代法学会に所属する者が中心として行う共同研究または共同執筆論文（連名論文または研究会名を冠する論文を含む）においては、研究筆頭者に当該会員の名を付し、各執筆担当者名（所属を含む）及び執筆担当箇所を明記し、その執筆責任の所在を明確にすること。但し、当該論文の特殊性によって、執筆担当箇所が特定できない場合は、その事由を論文の末尾に明記すること。
- 六、前号の論文の掲載を求める会員は、投稿前に編集委員会に承認を得なければならない。

現代法学投稿規程

第5条（掲載の決定）

編集委員会は、投稿された原稿について、速やかにその掲載の適否を判断しなければならない。

2. 編集委員会は、投稿された原稿の種類、原稿本数及び原稿枚数を斟酌し、投稿原稿の掲載につき調整を行うことができる。

3. 編集委員会が、その掲載を相応しくないと判断したときは、当該投稿者に理由を付し、掲載不許可の通知をしなければならない。

第6条（改正）

本規程の改正は、現代法学会編集委員会の議を経て、現代法学会理事会の発議により、会員総会において有効な投票の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

本規程は、2000年7月14日より施行する。

《学会記事》

【2001年度学会活動】

2001年9月30日

東京経済大学現代法学会誌『現代法学2号』出版。

2001年11月21日

第1回現代法学会学術講演会開催

主催：現代法学会、協賛：本学学術研究センター

講師：樋口陽一氏（早稲田大学法学部教授、日本学士院会員）

講演題目：「もし日本国憲法がなかったとしたら

——社会にとっての法の役割——」

場所及び時間：本学 B301 教室、14時50分～16時20分

参加者数：約200名

*講演会終了後、ティーレセプション開催。

場所：本学6号館7階大会議室

参加者数：約60名。

樋口講演は、『現代法学3号』（本号）に掲載する。

以上

執筆 者 紹 介 (掲載順)

樋口 陽一	早稲田大学法学部教授 日本学士院会員
片岡 直樹	本学現代法学部教授
加藤 一彦	本学現代法学部助教授
奥山 正司	本学現代法学部教授

東京經濟大学現代法学会・會員名簿

教授 礒野 弥生	助教授 加藤 一彦 (編集委員長)
教授 奥山 正司	助教授 竹内 秀一
教授 片岡 直樹	助教授 藤原 修 (理事／編集委員)
教授 蔡 勝錫 (理事／編集委員)	助教授 森反 章夫
教授 志築 徹朗 (監事)	助教授 渡邊 知行
教授 島田 和夫	
教授 竹前 栄治	専任講師 徐 京植
教授 谷口 安平	専任講師 渡辺 龍也
教授 利谷 信義 (理事長)	
教授 中村 優治	
教授 兵藤 長雄	
教授 福岡 峻治	
教授 宮崎 良夫	
教授 守屋 克彦	
教授 渡邊 功	

現代法学 第3号

〈非売品〉

編 集 現代法学会

編集責任 加藤一彦

発 行 東京經濟大学現代法学会
(理事長 利谷信義)

〒185-8502 東京都国分寺市南町1-7-34

電話 042-328-7743

FAX 042-328-7772

印刷／製本 株式会社 精興社 2002年3月30日

TOKYO KEIZAI LAW REVIEW

No.3. March 2002

CONTENTS

Lecture

Si nous n'avions pas eu, en 1946,
notre Consitution: rôle que le droit joue dans une
société Yoichi HIGUCHI

Article

An Essay on Civil Law and Environmental
Law Aspects of Civil Liability for Environmental
Harm in the People's Republic of China
..... Naoki KATAOKA

Notes

Die rechtliche Beziehung zwischen Art.21
GG.und Art.191.EGV. Kazuhiko KATO

Cross - national Study between Japanese and Korean
Family Caregivers on Caregiving Burden and Atti-
tudes toward of Caregiving Norm for impaired
elderly. Shoji OKUYAMA

THE TOKYO KEIZAI LAW REVIEW ASSOCIATION

THE FACULTY OF CONTEMPORARY LAW, TOKYO KEIZAI UNIVERSITY